

令和4年土幌町議会第6回臨時会

1 議事日程 令和4年8月5日（金曜日）

日程番号1 会議録署名委員の指名

日程番号2 会期の決定

（諸般の報告）

日程番号3 行政報告

日程番号4 専決処分の承認を求めることについて

日程番号5 議案第1号 特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案

日程番号6 議案第2号 土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号7 議案第3号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号8 議案第4号 令和4年度 土幌町一般会計補正予算

日程番号9 議案第5号 令和4年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

2 出席議員

1番 加藤 宏一	2番 河口 和吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
6番 清水 秀雄	7番 牧野 圭司	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢
10番 森本 真隆	11番 矢坂 賢哉	12番 秋間 紘一	

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	会計管理者	三野宮智恵子
総務企画課長	西野 孝典	町民課長	吉川 和美
保健福祉課長	藤村 延	産業振興課長	藤内 和三
建設課長	田中 敏博	建設課施設担当課長	上山 英樹
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	齋藤 英雄
病院事務長	増田 達也	消防課長	仙石 譲

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	若原 裕
------	------

8 職務のため出席した者

事務局長

佐藤 慶岩

総務係長

猪狩 賢明

9 会議録

会議の経過

(午前10時00分)

	秋間議長	ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達していますので、これから令和4年第6回士幌町議会臨時会を開会します。 これから、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名 を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、伊藤健蔵議員及び6番、清水秀雄議員を指名します。
2		日程第2、会期の決定 を議題とします。 お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって会期は本日1日間に決定しました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主なできごとについては、お手元に配付した事務報告のとおりです。 次に、十勝圏複合事務組合議会及びとかち広域消防事務組合議会に関する報告は、お手元に配布のとおりです。 なお、各事務組合に関する審議内容等につきましては、議員控室に配置しておりますので随時閲覧願います。 これで諸般の報告を終わります。
3		日程第3、行政報告 、町長から行政報告の申出がありますのでこれを許します。町長登壇願います。
	高木町長	開会前に行われました、北海道町村議会議長会自治功労者表彰伝達式におきまして、自治功労者表彰を受けました秋間議長並びに加藤副議長に心からお祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げます。 それでは、令和4年第6回士幌町議会臨時会の開会にあたり、当面の諸課題についてご報告申し上げます。 始めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。北海道内においても、感染力が強いとされている変異型への置き換わりが進み、北海道の公表によると、1週間の新規感染者数が7月3日以降4週連続

で前週を上回り、直近1週間では2,000人を超え、1日の新規感染者数も過去最多を更新する日が続くなど、第7波における大規模な感染拡大の状況にあり、町内においても、5月22日から7月30日（10週）にかけて69人（1週間平均6.9人）の感染が確認されているところであります。

なお、感染者急増が続く現下の状況から、本町の一大イベントである「しほろ7000人のまつり」の開催については、7月25日に開催された実行委員会において中止が決定されたところであります。

このような中、7月5日に土幌町立特別養護老人ホームにおいて、入所者1人の感染が確認され、その後、帯広保健所の指示のもと感染が疑われる入所者及び職員のPCR検査を実施したところ、4人（入所者3人、職員1人）の感染を確認いたしました。その後は、7月11日までに7月5日からの累計で14人（入所者8人、職員6人）の感染が確認されたものの、帯広保健所の指導による感染拡大防止対策や健康観察を実施することと併せて、国保病院から羅患者への投薬指示も行い、7月12日以降、入所者や職員に新たな感染が確認されず、7月27日に帯広保健所から感染対策期間の終了について連絡を受けたところでございます。

入所者や関係者の皆様はもとより、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしたところであります。

特別養護老人ホームにおいては、今後もより一層、徹底した感染防止対策に努め、入所者の皆様が安心して過ごせるよう万全を期して参ります。

次に、令和3年度介護保険料の誤賦課についてであります。

昨年通知いたしました、令和3年度の介護保険料のうち、被保険者41人の保険料について、所得段階が正しく判定されていないまま保険料を過大に徴収したことは判明いたしました。

改めて基準に照らし算定したところ、559,980円が過誤納付となっております。

経緯・原因につきましては、健康保険法施行令等の改正に伴い、昨年3月の第1回定例町議会において議決をいただきました「土幌町介護保険条例の一部を改正する条例」に基づき、合計所得額の段階の境目となる基準所得金額を改め、令和3年4月1日から適用することとしておりましたが、それが反映されず、担当者による算定内容の確認が不十分であり、誤った段階の保険料額となっていたものでございます。

過大に納付された対象者への方々へは、速やかにご自宅へ訪問しお詫びを申し上げ、過大徴収分を返還する手続きを終えたところではございますが、町への信頼を大きく損ねる事態となり、議会そして町民の皆様に対しまして、深くお詫び申し上げるものであります。

また、町としてより重く受け止めながら私自身の責任も明らかにするべく、減給の自己罰を科すための条例改正案を本臨時会に上程させていただきます。

今後二度とこのようなことを起こさぬよう、「土幌町職員のコンプライアンス行動指針」を策定しつつ、今一度、コンプライアンスの徹底や職場環境の改善に努めて参りたいと存じます。

改めまして、この度の介護保険料の誤賦課に際し、被保険者の皆様を始め、関係各位に対し多大なるご迷惑をおかけし、町民の信頼を損ねる事態となったことに対しまして、深くお詫び申し上げ、ご報告とさせていただきます。

誠に申し訳ありませんでした。

4 秋間議長

[日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」](#)を議題といたします。

西野総務
企画課長

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長西野よりご説明申し上げます。

令和4年度土幌町一般会計補正予算〔第3号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和4年7月4日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

一つ後に1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ926万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億2,217万4,000円に改めたものでございます。

それでは歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

今回の補正の専決につきましては、町内におけるマイナンバーカードの普及促進、交付率向上に向けた取り組みを速やかに進めるため、臨時窓口設置による申請機会の拡大や、カード取得者への牛乳・乳製品クーポン券等にかかる費用について補正予算を編成し、専決処分を行ったもので、2款3項1目戸籍住民基本台帳費において、3節職員手当等に職員3名分の時間外手当として、一般職手当98万円を追加し、10節需用費にはカード交付用消耗品購入費用として、消耗品費20万5,000円、牛乳・乳製品購入クーポン券印刷費用として印刷製本費20万円を追加し、11節役務費では、クーポン券の郵送経費として郵便料45万円。移動臨時窓口の開設に伴うWi-Fi通信回線料として8万1,000円を追加し、12節委託料では、クーポン券換金委託料として720万円、17節備品購入費では、カード申請用のタブレット、プリンターの購入費用として、機械器具購入費14万5,000円を追加するもので、特定財源といたしましては、個人番号カード等関連事務事業補助金664万8,000円を充当するものでございます。

次に歳入をご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

特定財源につきましては、歳出予算で説明しておりますので、一般財源のみ説明いたします。

19款1項1目繰越金に、前年度繰越金に261万3,000円を追加し、収支

	<p>の均衡を図ったところでございます。6ページから7ページにかけては、給与費明細書を掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。宜しくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長 加藤議員	<p>これから質疑を行います。ありませんか。1番加藤議員。</p> <p>マイナンバー申請促進のために窓口を設けられたとのことだが、この期間中にマイナンバーの申請をされた方の人数を教えてください。</p>
秋間議長 吉川町民 課長	<p>町民課長。</p> <p>町民課長吉川より回答させていただきます。</p> <p>期日前投票で6月24日から7月8日にかけて実施しましたが、31名の申請を受け付けております。以上です。</p>
秋間議長 加藤議員	<p>1番、加藤議員。</p> <p>理事者側としては、もう少し関心があり数字が伸びるのかと期待感があつたと思うが、今後まだまだ推進していかないといけない。それに対して理事者側の考えがあれば聞かせていただきたい。</p>
秋間議長 亀野副町長	<p>副町長。</p> <p>今話があつたとおり、期待にそぐわない人数ではありました。今後は交付率向上のため、各事業所を回る予定です。</p>
秋間議長 加藤議員	<p>1番、加藤議員。</p> <p>事業所を回るのも効果的だが、町民の方にマイナンバーの必要性和効果が伝わっていない。CMを使って流しているが、私たちの生活にどれほど必要なのかというものが伝わらないので申請も伸びない。町と町民を繋ぐために大事なものと伝えられるよう工夫しないと関心を持ってもらえない。口座と紐づけになるとか、個人情報漏れるのではないかなど嫌なイメージばかり。そちらを払拭して登録していただけるよう申請手続きの手伝いをしていただきたい。</p>
秋間議長	<p>その他ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり承認することに決定されました。</p>
5	<p>日程第5、議案第1号「特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案」</p>
6	<p>日程第6、議案第2号「土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」。以上2件を、関連議案とし一括議題とします。</p>

亀野副町長

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

議長のお許しをいただきましたので、議案第1号から第2号まで一括して、提案理由についてご説明いたします。

最初に議案第1号 特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この改正につきましては、令和2年12月9日に議決をいただきました、国家公務員の特殊勤務手当の改正により、新型コロナウイルス感染症から人命及び健康を保護するための緊急的な作業に従事した職員について、感染症防疫作業手当の特例措置を講じたところであります。その適用については、北海道が設置した新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊する施設へ派遣され、その業務に従事した場合に限定しておりましたが、今回コロナ感染症の患者等と接触する業務に従事する全ての職員に対し、手当を支給するため条例改正するのでございます。

説明資料の1ページをご覧ください。

新旧対照表を載せてございますが、附則の第2項中、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養する施設へ派遣され、」の文言を削除し、第4項を新たに設け、「第2項に規定する手当の支給の対象となる職員は、医師、看護師、准看護師、介護員その他町長が認める者」と定めるものであります。

議案2ページに戻っていただき、施行期日でございますが、交付の日から施行し、令和4年7月1日から適用するものでございます。

次に議案第2号、「土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について説明いたします。

この改正につきましては、議案第1号と同様、パートタイムの会計年度任用職員につきましても、コロナ感染症の患者等と接触する業務に従事する場合に手当を支給するため、条例を改正するものでございます。

説明資料の2ページをご覧ください。

こちらも新旧対照表を載せてございますが、議案第1号の特殊勤務手当支給条例の附則を適用するため、第21条中に「及び同条例附則第2項」を追加しようとするものでございます。

なお、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、特殊勤務手当の条例が職員と同様の扱いとなっていることから、議案第1号の改正に伴い、支給対象となることを申し添えさせていただきます。

議案の3ページに戻っていただき、附則の期日ですが、交付の日から施行し、令和4年7月1日から適用するものでございます。

以上、議案第1号から第2号の説明といたします。

秋間議長
大西議員

これから一括して質疑を行います。ありませんか。3番、大西議員。

コロナに関わるかと思いますが、国は第7波が終わった後に、2類から5類に落とすのではないかと話があるが、5類になった場合には通用するのですか。

秋間議長 亀野副町長	副町長。 この部分については、新型コロナウイルス感染症が感染症法に基づき2類から5類に移ると思うが、その場合季節性インフルエンザと同等に扱うものとなりますので、対象にならないこととなります。以上でございます。
秋間議長	その他ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、一括して討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第1号及び第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
秋間議長	異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。 7 日程第7、議案第3号「土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。
高木町長	朗読を省略し提案理由の説明を求めます。町長。 本日の行政報告で申し上げました、令和3年度介護保険料の誤賦課に対し、被保険者の皆様始め町民の信頼を損ねる事態となり、任命責任者としての責任を果たすべく、条例の一部を改正するものであります。 提案内容についてご説明いたします。土幌町長等の給与に関する条例の附則に第13項を加え、令和4年9月の一か月間に限り、町長の給与月額を10パーセント減額するものであります。令和3年度介護保険料の賦課事務を行った当時、私は副町長職にあったことも含めての内容であります。現副町長は当時一般職でありまして、賦課事務に関わっておりませんので、今回は町長の私だけの減額ということで提案させていただきました。町民の皆様並びに議会に対し、深くお詫び申し上げたいと存じます。宜しくご審議賜り議案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。
秋間議長 大西議員	これから質疑を行います。ありませんか。3番、大西議員。 今までもこういう事が度々あり町長、副町長が色々な段階で減給をしているが、我々が見えるのは減給した人しか見えない。当事者の職員はどうなのかわからない。人事評価は自己申告で上司が評価するが、後はどうなっているのか。町長たちだけが減給すればよいわけではないでしょう。当事者の職員に何もしないのでは意味がないですよ。当事者にはどのような処分をしたのか伺いたい。
秋間議長 高木町長	町長。 令和3年度の介護保険料の賦課に関する事務を行った職員に対します処分につきましては、担当主査、主幹、課長に対しまして、文書による嚴重注意処分を6月30日付けで行ったところであり。このような事務のミスを起こさないためにどのようなことが必要かということで、こ

の賦課に際してのマニュアル等を整理し、決裁を上げていただき確認し、今後も業務改善に努めているところでありますし、課長会議において、この内容についても全課長に指示する中で、コンプライアンス指針等を新たに策定し、この内容を全職員に周知する中で、今後同じミスを繰り返さないことを指導しているところであります。以上であります。

秋間議長

3番、大西議員。

大西議員

他の町村でも酌量運転などがあり、犯罪に関わるものなので町長の処分も仕方がないが、今回は事務手続き。人事評価は自己申告で上司に評価してもらおうが、最終的にはボーナスに影響していくのか。どうなのです。

秋間議長

町長。

高木町長

懲戒処分等があればボーナス等を減じることになっています。本町も人事評価をしています。最初に自己評価をして、その上司あるいは課長職、副町長、課長職にあると最終的には私が評価をし、人事評価を行っているところでありますが、今後においては、勤勉手当の支給率に反映させていくことを検討しているところでありますが、現段階では懲戒処分があった場合のみ影響があるといったところです。

秋間議長

3番、大西議員。

大西議員

今話を聞くと、懲戒処分でないから文書で済ますと。懲戒処分でない場合は町長の減給処分は必要なのか。懲戒処分レベルだと町長もそれなりの処分は受けるが、懲戒処分でないのに町長が毎回減給処分を受けていたらたまったものではない。コンプライアンス指針を作る中で減給処分をするしないなどを取り入れて考えてみてはどうですか。

秋間議長

町長。

高木町長

今回については賦課を行って1年以上経っており、今年になりその内容が判明したということもございまして、今回こういう形で減給の条例改正案を上げさせていただいたところでございます。今後におきましてはその内容についても十分検証させていただく中で、我々理事者の減給等についても、どのようなことが望ましいのか、あるいはそのことによって職員のモチベーションをどのように上げていくか含めて検討させていただきたいと存じます。

秋間議長

その他ありますか。

(なし)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。

8

日程第8、議案第4号「令和4年度 士幌町一般会計補正予算」を議題といたします。

西野総務
企画課長

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長西野よりご説明申し上げます。議案第4号 令和4年度士幌町一般会計補正予算〔第4号〕でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,662万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億3,879万6,000円に改めようとするものであります。

それでは歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

4款1項6目新型コロナワクチン接種事業費では、新型コロナワクチンの集団接種会場において使用するスクリーンパーテーションの購入費用として、17節備品購入費として庁用備品購入費99万3,000円を追加し、特定財源として国の新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金を同額充当するものであります。

次に7款1項1目商工振興費では、原油価格、原材料価格の高騰により影響を受ける事業者への支援策として、18節負担金補助及び交付金に、運送事業者緊急支援金1,000万円並びに原材料高騰対策事業者支援金500万円を追加するもので、特定財源として地方創生臨時交付金1,500万円を充当するものでございます。

次に10款4項4目農場管理費では、士幌高等学校の公用車2トンドンプ車が町内走行中に路外逸脱により破損したことに伴い、当該破損箇所の修理にかかる費用として、10節需用費に修繕料62万9,000円を追加するものでございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

特定財源につきましては、歳出予算でそれぞれ説明しておりますので、一般財源のみ説明いたします。19款1項1目繰越金の前年度繰越金に62万9,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。宜しくご審議を賜り原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。なお、引き続き7款の商工費にかかる施策について、産業振興課長から補足説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

秋間議長
藤内産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課藤内から説明します。説明資料の4ページをご覧ください。

運送事業者緊急支援金は、新型コロナ発生から2年が経過し、未だ収束しないコロナの影響が長期化する中、原油価格の高騰により経営が圧迫されている町内の運送事業者に対し、経費の負担軽減及び車両維持のため支援金を給付し、事業継続の支援と併わせ、町民の移動手段と物流の維持を図るものです。

給付の要件については、

要件（1）

①貨物自動車運送事業法の許可を受けた一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業

②貨物自動車運送事業法第36条の届出をした貨物軽自動車運送事業

③道路運送法第4条の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいる事業者

要件(2)

令和3年10月から令和4年7月までの連続する任意の2か月に購入した燃料の合計金額が前年同期間よりも10万円以上増加している事業者。

要件(3)(4)については、記載のとおりです。

給付額は要件(1)の法律に基づき、国土交通大臣に申請した事業用自動車1台につき10万円。1事業者につき200万円を上限額とする。

本支援金は、対象事業者を7社程度と見込み、1,000万円を計上しています。資料の5ページをご覧ください。

原材料高騰対策事業者支援金は、新型コロナウイルス発生から2年が経過し、未だ収束しないコロナの影響が長期化する中、原材料等の価格高騰により影響を受けている事業者に対し事業継続を支援する、道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」に対して、町独自の給付金を給付することにより、町内事業者の事業継続を支援するものです。

給付の要件については、

要件(1)

①道の「道内事業者等継続緊急支援金」を受給した事業者

②道の「道内事業者等継続緊急支援金」を受給できなかったが、令和3年11月から令和4年10月までのいずれかの売上高が平成30年11月から令和2年3月までの任意の同月売上高と比較して15パーセント以上減少していること及び、令和3年11月から令和4年10月までのいずれかの月に購入した原材料等の単価が令和2年11月から令和3年10月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加している事業者

要件(2)から要件(3)については、記載のとおりです。

要件(4)については、先に説明した町の「運送事業者緊急支援金」を受給していない事業者としています。

給付額は、要件(1)①道の支援金を受給した事業者については5万円。②道の支援金を受給できなかった事業者については10万円としています。本支援金は対象受給者を80社程度と見込み、500万円を計上しています。以上で説明を終わります。

秋間議長
加藤議員

これから質疑を行います。ありませんか。1番、加藤議員。

4款1項6目新型コロナワクチン接種事業費の中で、99万3,000円の補正が入っているが、ワクチンの接種は3回目は既にかなりの方が終わっていて、4回目が特定疾患だとか60歳以上の高齢者ということで、接種対象者が減ってきています。既に3回目をしている間にもっと必要なものがあつたのではないのでしょうか。今から99万かけて何を購入するのか聞かせてください。

秋間議長
藤村保健

保健福祉課長。

保健福祉課長藤村から説明させていただきます。先ほど総務企画課長

福祉課長	<p>から説明があったとおり、ワクチン接種会場のパーティションということで、現在のパーティションは防災避難所用のものを借用して運用していました。万が一大规模災害が起きた際にそちらに返却しなくてはいけないので今回予算計上したものでございます。</p>
加藤議員	<p>緊急的に使うのは仕方ないが、そういう考えがあるのであれば臨時交付金などを使って早くから準備出来たはずですよ。ワクチン接種がある程度絞られてからこれを用意すると逆に勘違される可能性がある。1回目の時点で必要なものが分かっていたはずだから対策が遅いのではないのでしょうか。購入するのは良いが、防災で必要なものはすぐ戻していただきたい。いつまでも借りたままではいけないので、こういうことを契機に、一回借りた緊急的なものはすぐ戻せるような考え方を持っていたきたいと思います。</p>
秋間議長	<p>その他ありませんか。 (な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)</p>
9 秋間議長	<p>異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。 日程第9、議案第5号「令和4年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p>
藤村保健福祉課長	<p>保健福祉課長藤村から、議案第5号 令和4年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億1,002万2,000円に改めようとするものであります。歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。 3款1項1目保険料還付金 22節償還金利子及び割引料6万5,000円の追加は、過年度分の保険料の還付金が生じたことによるもので、特定財源として前年度繰越金を同額充当するものでございます。歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので省略させていただきます。 以上で説明を終わります。宜しくご審議の上可決決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。</p>

秋間議長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決することに決定されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第6回土幌町議会臨時会を閉会します。

(午前10時41分)